

公益社団法人埼玉県医療社会事業協会 研修会及び学会参加証明に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、公益社団法人埼玉県医療社会事業協会（以下、協会と略す）の研修会及び学会の参加証明の取り扱いを定めることを目的とする。

(参加証明の対象研修)

第2条 協会が参加証明を発行する研修会及び学会は次に掲げるものとする。

- (1) 学会
- (2) 全体研修会
- (3) 中堅研修会

(証明取得の申請方法)

第3条 研修会及び学会の参加証明取得手続きは下記の通りとする。

(1) 事前申請

- ① 参加集約用紙等の参加証明要否欄に記載する。
- ② 研修会及び学会終了後、参加証明発行窓口にて証明を受け取る。

(2) 事後申請

- ① 研修会及び学会終了後に参加証明を希望する場合は協会研修部に申請する。
- ② 研修会及び学会終了後6カ月の範囲内において、参加名簿等で参加が確認できる場合は、参加証明を発行する。

(改廃)

第4条 この規定は、理事会の承認を経て改正することができる。

《附則》

この規定は、平成31年3月11日から施行する。